

令和7年度 高齢者带状疱疹予防接種（定期）について

問 健康増進課 健康増進係（基山町保健センター） ☎92-2045

令和7年度から、65歳の方を対象に带状疱疹予防接種の定期予防接種が始まりました。

また、令和7年度から令和11年度までの5年間、70歳から5歳刻みで節目の年齢にあたる方も定期接種の対象となりました。

令和7年度中は100歳以上の方全員も対象になります。今年度の対象年齢（表1）に該当し接種を希望する方は、令和8年3月末までに接種を受けてください（定期接種の対象は、今までに一度も接種をしたことがない方です）。対象となる方には、令和7年4月に案内はがきを送付いたします。

■带状疱疹とは

带状疱疹は、日本人のほとんどの人が感染していると考えられる、水痘（＝水ぼうそう）・带状疱疹ウイルスによって起こります。幼少期などに一度でも水痘にかかると、生涯にわたって水痘・带状疱疹ウイルスが体内に潜伏します。そして、加齢・疲労・ストレスなどで免疫力が低下すると、再びウイルスが活性化し、带状疱疹として発症するので、誰もが带状疱疹を発症するリスクがあります。

特に、50歳以上になると带状疱疹の発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されています。

■带状疱疹の症状

初期症状は、皮膚の痛みで、体の左右どちらか片側の神経に沿って起こります。数日後にはピリピリ感・痛みのある部位に発疹が現れます。発疹は徐々に広がっていき、やがて水疱（水ぶくれ）に変化します。水疱は時間が経つと、破れてかさぶたとなり治癒します。皮膚の症状が元に戻るまでには1か月程を要します。合併症を伴うことがあり、代表的なものは、皮膚の症状が治まった後も、3か月以上痛みが続く「带状疱疹後神経痛（PHN）」があります。

■带状疱疹ワクチン

ワクチンは2種類あります。いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

接種については、かかりつけ医師とよくご相談の上、ご検討ください。

带状疱疹ワクチン ※带状疱疹ワクチンの交互接種（1回目と異なるワクチンを接種すること）はできません。

種類	生ワクチン	不活化ワクチン
ワクチン名	乾燥弱毒生水痘ワクチン	乾燥組換え带状疱疹ワクチン
接種回数	皮下注射1回	筋肉注射2回（2か月以上の間隔をあける）※

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

（表1）令和7年度の定期予防接種対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生の人
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生の人
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の人
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の人
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の人
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の人
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生の人
100歳以上	大正15年4月1日以前にお生まれの人

令和7年度の定期予防接種の対象者です。

経過措置によって、令和7年度に定期予防接種を受けられる対象者です。

経過措置とは

より多くの人が予防接種を受けられるように設けられたものです。

令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

(表 2) 定期予防接種と任意予防接種

	定期予防接種	任意予防接種
対象者	基山町に住所を有する方	
	これまでに带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがなく、次の①または②に該当する方 ① 65 歳の方 (昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生) ※令和 7 年度は経過措置あり (表 1 参照) ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	接種日に 50 歳以上の方で、定期予防接種の対象年齢に該当しない方。または、定期接種の対象年齢に該当するが、過去に接種履歴がある方
接種医療機関	県内の広域実施医療機関 (町内医療機関は表 3 参照)	任意の医療機関
接種費用 (個人負担分)	接種時に医療機関に個人負担を支払う 【自己負担額】 ・乾燥弱毒生水痘ワクチン 2,500 円 ・乾燥組換え带状疱疹ワクチン 1 回あたり 6,500 円	①町内の登録医療機関で接種の場合 予防接種費用から助成金額を差し引いた額を医療機関窓口でお支払いください。 ②町外の医療機関で接種の場合 一旦、医療機関で全額を支払ってください。その後、予防接種を受けた年度の 3 月末までに、基山町健康増進課への申請により、助成額を口座へ振り込みます。 【助成金額】 ・乾燥弱毒生水痘ワクチン：4,000 円 ・乾燥組換え带状疱疹ワクチン：1 回あたり 10,000 円 【申請に必要なもの】 ・基山町带状疱疹予防接種費助成申請書兼請求書 (保健センターと基山町ホームページにあります) ・印鑑 (認め印可) ・振込口座がわかるもの ・接種した医療機関の領収書の原本 (予防接種の種類が確認できるもの)
接種回数	乾燥弱毒生水痘ワクチン：1 回 乾燥組換え带状疱疹ワクチン：2 回	
接種期間	令和 7 年 4 月 1 日 (火)～令和 8 年 3 月 31 日 (火) (休診日除く) ※	任意の時期

※乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する方は、令和 8 年 3 月 31 日までに 2 回目の接種を完了させてください。
令和 8 年 3 月 31 日を過ぎると、2 回目の接種は定期接種対象外になります。

(表 3) 接種可能な町内医療機関

医療機関名	電話番号	予約
池田胃腸科外科	92-2308	要
鹿毛診療所	50-8059	要
きやま高尾病院	92-4860	要
さかい胃腸・内視鏡内科クリニック	92-1121	要
つくし整形外科医院	92-7655	要
なるお内科小児科	92-4170	要
ばば整形外科	50-5115	要

◎定期接種は、左記以外の県内の登録医療機関でも助成を受けることができます。
◎任意接種の場合は、県外を含め、個人の希望する医療機関で接種可能です。